

# 令和6年度「こども食堂」はぐくみ活動支援事業補助金 募集要領

## 1 趣旨・目的

- 「こども食堂」が実施する、こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供することものはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援するため、「こども食堂」を運営する団体に対し、補助対象事業を行うために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 応募団体の資格

- 奈良県内で「こども食堂」を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。
  - (1) 代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。
  - (2) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
  - (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。

## 3 補助対象となる事業

- 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とします。
  - (1) 幅広く子どもが参加できる「こども食堂」を補助対象期間後も定期的に実施すること。
  - (2) 「こども食堂」が、補助対象期間中において、下記のいずれかの取組を行うこと。
    - ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供
    - イ 季節毎の行事の開催
  - (3) 補助対象期間において前号に規定する取組を行う際には、全ての参加者の利用料を無料にすること。なお、従前から参加者の利用料を無料にしている場合も補助対象とする。
  - (4) 集合型で「こども食堂」を開催する際は、食事の提供だけでなく、参加者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること。
  - (5) デリバリーやテイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食事の提供だけでなく、必要に応じて参加者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。
  - (6) 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、こどもや保護者が広く参加できるように広報活動を行うこと。
  - (7) 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置することにより、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。
  - (8) 周囲の環境等に配慮すること。また、食中毒等の安全の確保を十分に図ることとし、傷害保険に加入していることが望ましい。

## 4 補助の対象期間

○2回に分けて募集します。各期間の補助対象期間は以下のとおり。

第1次募集 交付申請年度の4月当初以降の交付決定日から9月末日まで

第2次募集 交付決定日から3月末日まで（事業実施期間：10月～3月末）

○上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であることが必要。（領収書は交付決定日以降のものが対象）

○各期間全て申請いただくことも可能です。各期間の間の経費の融通はできません。

○各期間の申請期限を過ぎた場合は受付できません。

○第1次募集の4月～7月分を申請する場合は、事前着手届（こども家庭課HPに掲載しています。）をご提出済の場合のみ申請いただけます。令和6年4月当初まで遡って補助対象期間とすることが可能です。

## 5 選定件数及び補助金額等

○ 選定件数 11件程度

○ 補助金額

「こども食堂」が、補助対象期間中に補助対象事業を行うために要する経費とし、1団体につき、補助対象期間(月単位、第1次募集上限6か月、第2次募集上限6か月)に月額上限6万円を乗じて得た額を限度とします。(全ての期間を申請いただいた場合、最大72万円まで)

ただし、こども家庭課の他の補助金の補助対象として申請している経費及び寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額との重複申請はしないでください。

※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

○ 補助対象経費

ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供に必要な経費

イ 季節毎の行事の開催に必要な経費

【経費内訳】

- ・食材費（弁当購入費、食材、調味料等）※上記アのみ対象
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・消耗品費（チラシ印刷代、台所用品、食器類、調理器具等の取得価格又は評価価格が2万円未満のもの）
- ・報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費（謝金は1人1回活動分当たり上限1万円、交通費は1人1回活動分当たり上限3万円まで））
- ・保険料（傷害保険等）

※アの活動は、食事の提供や調理の機会の提供を伴う活動が対象となります。

イの活動は、食事の提供等を伴わない行事の開催等の活動が対象となります。そのため対象経費に食材費は含まれていません。

※ 補助対象経費は、食事に関係するものに限らず、学習、遊びに使う道具（例：筆記用具、本、トランプ、オセロ等）やこども食堂の運営にかかる経費（事務用品、掃除道具）の購入経費も対象となります。ただし、こども食堂の活動でのみ使用するものに限りません。

## 6 応募方法

- 所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、奈良県こども家庭課まで、メールでご提出のうえ、お電話ください。  
メールでの提出が難しい場合は、郵送・持参での申請も受け付けます。ただし、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。  
申請について、相談がある場合はお早めにご連絡ください。

### (1) 申請期限

各募集期間の締め切りは以下のとおり異なります。申請に必要な様式はこども家庭課のHPからダウンロードし、ファイル形式は変えずに必ずメールで提出してください。

様式以外の添付書類で、メールへの添付が難しい場合は郵送や持込でも受付可能ですが、期限必着です。

第1次募集〆切：令和6年7月 5日（金）

先着順

第2次募集〆切：令和6年9月20日（金）

締切日【必着】です。

※持参の場合の受付時間は、8時30分～17時00分（土日祝及び12時～13時を除く）

※余裕をもってご提出ください。締め切り間際に提出されると、書類に不備が多数見受けられた場合に、補正に時間がかかるため、交付決定が遅れることで、補助上限額が下がる可能性や、補正中に予算がなくなり補助ができなくなる可能性があります。

※先着順につき、募集期間内であっても、申込件数が予算に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。

### (2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください（申請書類はお返しいたしませんので、必ずコピーを保管しておいてください）。

①補助金交付申請書（第1号様式）

②事業計画書（第2号様式）

③収支予算書（第3号様式）

④誓約書（第4号様式）

⑤団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

※第1次募集を申請するには、上記に加えて事前着手届が必要です。

※申請書類の様式の電子データは、奈良県こども家庭課のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

## 7 受付・審査方法

- 受付方法  
記入内容に記入漏れがなく、必要書類が全て揃っていることが確認できた団体から、先着順に申請書の受付とします。
- 審査方法  
次を満たしていることを選定条件として、書面審査により、補助団体を決定します。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
  - ・申請団体が「対象団体」の要件を全て満たしていること
  - ・補助金充当経費が「対象事業費」の要件を全て満たしていること
  - ・申請事業内容について、実現性があること
  - ・他の補助金や寄付金の対象経費を本事業対象経費として計上していないこと
- 補助金の交付決定結果  
補助金の交付決定の可否については、申請団体すべてに通知します。（予算額に限りがありますので、申請状況に応じ、交付決定額を調整する場合があります。）

## 8 補助事業の流れ

① 事業の公募	6（1）のとおり ※募集期間内であっても予算額の上限に達した場合は、早期に受付を終了します。
② 事業の審査	書面審査により、補助団体を選定 （必要に応じて、ヒアリングを実施。原則として先着順としますが、予算額に限りがありますので、交付決定額を調整する場合があります。）
③補助団体・補助金 交付額の決定	申請受理日より、概ね3週間以内に交付決定の可否を通知
③ 事業実施	4 のとおり 事業計画書に沿って事業を実施
⑤実績報告・精算払	○「事業の完了の日から起算して30日を経過した日」又は、「補助対象期間の末日」のいずれか早い日までに実績の報告が必要となります。 ○実績報告を確認後、補助金の精算払を行います。

## 9 留意事項

- 選定された団体の義務  
選定された団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。

### 【問い合わせ・応募先】

奈良県 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8678 / FAX 0742-27-8107

メール kodomo@office.pref.nara.lg.jp